平成２１年（フ）第２７５９号
横浜市保土ケ谷区天王町１丁目20番地２　池田ビル202号
債務者　山内　　哲
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８３１号
横浜市旭区都岡町26番地
債務者　佐藤　明美
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５１号
島根県益田市山折町303番地１
債務者　山根　健治
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２１年（フ）第５２号
島根県鹿足郡吉賀町蔵木880番地
債務者　藏本　　明
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２１年（フ）第５３号
島根県鹿足郡吉賀町蔵木880番地
債務者　藏本佳津恵
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２１年（フ）第５８号
島根県益田市須子町22番20号
債務者　島田　　寛
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２１年（フ）第１９３号
香川県丸亀市三条町118番地２
債務者　平山　正晴
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午前11時50分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第１９７号
香川県丸亀市三条町118番地２
債務者　平山　静子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午前11時50分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第１１５号
秋田県仙北郡美郷町野中字宮崎79番地５
債務者　手塚ユキ子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第２６２５号
横浜市港南区大久保２丁目35番３号
債務者　高岡　知弘
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７４４号
川崎市高津区明津102―１　セザール元住吉310、住民票上の住所横浜市都筑区茅ケ崎東３丁目５番７―1104号
債務者　中村　　研
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４２６号
岡山市北区谷万成１丁目９番28号　メゾン京山202
債務者　中原　義士
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５０２号
岡山市南区当新田91番地15　パーク・プレイス当新田Ⅱ213号
債務者　松本　　隆
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６５２号
岡山市南区内尾651番地
債務者　中場　幸子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７５９号
岡山市中区国府市場405番地４
債務者　二ノ宮健一
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７８４号
岡山市南区灘崎町北七区639番地２
債務者　安藤　一正
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部